

議案第 27 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年度鳩山町一般会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

鳩山町長 小 峰 孝 雄



提 案 理 由

令和 6 年 3 月に保健センターの空調設備が老朽化等により故障し、当該施設を会場とした各種事業の実施等に支障が生じており、空調設備の改修に早急に取り組む必要があることから、令和 6 年度鳩山町一般会計補正予算を編成する必要が生じたため、令和 6 年 4 月 16 日に令和 6 年度鳩山町一般会計補正予算（第 1 号）を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、本案を提出するものであります。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分する。

令和6年度鳩山町一般会計補正予算(第1号)(別紙)

令和6年4月16日

鳩山町長

小峰孝雄

令和 6 年度鳩山町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度鳩山町一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,100 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,488,100 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 4 月 16 日専決

埼玉県比企郡鳩山町長

小 峰 孝 雄



第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		189,697	4,100	193,797
	2 基金繰入金	184,949	4,100	189,049
歳入	合 計	5,484,000	4,100	5,488,100

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		697,282	4,100	701,382
	1 保健衛生費	129,064	4,100	133,164
歳 出	合 計	5,484,000	4,100	5,488,100

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
19 繰 入 金	189,697	4,100	193,797
歳 入 合 計	5,484,000	4,100	5,488,100

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 衛生費	697,282	4,100	701,382	0	0	0	4,100
歳出合計	5,484,000	4,100	5,488,100	0	0	0	4,100

2 歳 入

(款)19 繰 入 金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1財政調整基金繰入金	107,795	4,100	111,895	1財政調整基金繰入金	4,100	○財政調整基金繰入金 各年度間の財源調整のため、本年度不足する一般財源額を繰り入れるもの
計	184,949	4,100	189,049			

3 歳 出

(款) 4 衛 生 費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 支 出	県 金	地 方 債				
1保健衛生総務費	61,063	4,100	65,163				4,100	12 委 託 料	4,100	保健センター空調設備等改修工事 設計業務委託料 4,100
計	129,064	4,100	133,164				4,100			